

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月1日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

1 監査対象部局 商工労働部

2 監査対象年度 平成27年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成28年4月6日
高等技術学校	平成28年4月14日
企業立地推進課	平成28年4月19日
経営支援課	〃
労働政策課	〃
産業政策課	平成28年4月20日
大阪事務所	平成28年5月25日
計量検定所	平成28年6月20日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 契約について

(ア) 機器移設業務に係る一般競争入札について、入札公告で定める入札参加資格の確認ができていないものがあつた。(高等技術学校)

(イ) 借入物品について、借入品出納保管簿への登記がされていないものがあつた。(高等技術学校)

イ 財産について

乗合自動車1台の3か月法定点検及び貨物自動車1台の6か月法定点検をしていなかった。(高等技術学校)

(3) 検討指示事項

該当事項なし